

令和 年度 国民健康保険料減免申請に係る収支内訳書

(宛先)高槻市長

- 営業所得 [業種 _____]
 不動産所得 _____ に関する収支内訳について
 (_____) 次のとおり申告します。

該当者氏名 : _____

		減少前1ヶ月間 (実績) □ 月	所得の減少した後3ヶ月間の収入金額および経費 (見込み)			
			□ 月	□ 月	□ 月	合計額
収入	1 売上・賃貸料等 ① (_____)					
経費 ※該当する箇所のみ記入してください	仕入金額 ②					
	給料賃金 ③					
	外注工賃 ④					
	減価償却費 ⑤					
	貸倒金 ⑥					
	地代家賃 ⑦					
	利子割引料 ⑧					
	租税公課 ⑨					
	荷造運賃 ⑩					
	水道光熱費 ⑪					
	旅費交通費 ⑫					
	通信費 ⑬					
	広告宣伝費 ⑭					
	接待交際費 ⑮					
	損害保険料 ⑯					
	修繕費 ⑰					
	消耗品費 ⑱					
	福利厚生費 ⑲					
	(_____)					
(_____)						
2 経費合計						
1 - 2 所得金額	I				II	

○所得減少前1ヶ月、減少後3ヶ月間(見込み)の収入金額・経費を記入してください。

○収入金額、および経費の各科目の具体例については、裏面をご参照ください。

年間所得見込額 (II × 4) _____ 円

■収入金額の具体例

売上金額 賃貸料など	① 売上(収入)金額。 貸家・貸店舗・アパート・貸マンション・貸間・貸地・駐車場などの賃貸料収入、 収入することの確定した礼金や権利金・更新料など。
---------------	--

■必要経費の各科目の具体例

仕入金額	② 商品などの仕入金額。 ※掛け買いなどによる仕入れで、代金未払いのものも含まれます。
給料賃金	③ 給料・賃金・退職金・食費や被服などの現物給与。 賃貸している建物などの管理や賃貸料の集金に従事している使用人に支払う給料。
外注工賃	④ 修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など。 ※建設業などを営んでいる方の外注費も含まれます。
減価償却費	⑤ 建物・機械・船舶・車両・器具備品などの償却費。 賃貸している建物・建物附属設備・構築物などの償却費。
貸倒金	⑥ 売掛金・受取手形・貸付金などの貸倒損失。 既に収入金額とした未収賃貸料などのうち、回収不能となった金額。
地代家賃	⑦ 店舗・工場・倉庫等の敷地の地代や借りている場合の家賃など。 賃貸している建物の敷地の地代。
利子割引料 (借入金利子)	⑧ 事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など。 賃貸している建物等を取得するための借入金の利子(元本は対象外)。
租税公課	⑨ (A) 税込経理方式による消費税等の納付税額・事業税・固定資産税・自動車税・不動産取得税・登録免許税・印紙税などの税金、(B) 商工会議所・商工会・協同組合・同業者組合・商店会などの会費や組合費。 賃貸している土地・建物等についての固定資産税・事業税・税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額・不動産取得税・登録免許税・印紙税などの税金。 ※所得税・相続税・住民税・国民健康保険料・国民年金の保険料・国税の延滞税及び加算税・地方税の延滞金及び加算金・罰金・科料・過料・交通反則金などは必要経費になりません。
荷造運賃	⑩ 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金・運賃。
水道光熱費	⑪ 水道料・電気料・ガス代・プロパンガスや灯油などの購入費。
旅費交通費	⑫ 電車賃・バス代・タクシー代・宿泊代。
通信費	⑬ 電話料・切手代・電報料。
広告宣伝費	⑭ (A) 新聞・雑誌・ラジオ・テレビなどの広告費用、チラシ・折込み広告の費用、(B) 広告用名入りマッチ・カレンダー・手ぬぐいなどの費用、(C) ショーウィンドウの陳列装飾のための費用。
接待交際費	⑮ (A) 取引先などを接待する茶菓飲食代、(B) 取引先などを旅行・観劇などに招待する費用、(C) 取引先などに対する中元・歳暮の費用。
損害保険料	⑯ 火災保険料・自動車の損害保険料。 賃貸している建物等についての火災保険料。
修繕費	⑰ 店舗・自動車・機械・器具備品などの修理代。 賃貸している建物等についての修繕のための費用。
消耗品費	⑱ (A) 帳簿・文房具・用紙・包装紙・ガソリンなどの消耗品購入費、(B) 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費。
福利厚生費	⑲ (A) 従業員の慰安・医療・衛生・保健などのために事業主が支出した費用、(B) 事業主が負担すべき従業員の健康保険・厚生年金・雇用保険などの保険料や掛金。

(注) この説明書は税務署資料(収支内訳書の書き方)の内容を元に作成しております。
記載内容についてご不明な点などがありましたら、最寄りの税務署におたずねください。